

様式第4号（第10条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和4年度 第3回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和4年11月7日（月） 午後1時30分から午後2時15分まで
会 場 下野市役所 2階 203会議室
出席者 伊澤美智江委員、稲見郁夫委員、九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、
高橋康子委員、富山剛委員、相澤康男委員、松山裕委員、吉永希代子委員、
渡邊欣宥委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員
欠席者 内藤文明委員、野口徹委員、鈴木玉枝委員、金清隆純委員、吉田恵子委員
市側出席者 （事務局）直井市民生活部長、根本市民課長、長塚税務課長、
宇賀持課長補佐、飯野課長補佐、日向野課長補佐、青木副主幹
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 0人
議事録（概要）作成年月日 令和 4年 11月 28日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 協議事項
(1) 「令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」（資料1）
- 3 その他
- 4 閉会

- 1 開会
(事務局) ただ今より、令和4年度第3回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
本日議事に入ります前に、ご連絡事項がございますので申し上げます。本協議会の鈴木委員が先月10月19日に国民健康保険功労者として表彰されましたのでご報告いたします。
国民健康連合会より感謝状をお預かりしておりますので、後日お渡しいたします。また、関連記事を12月広報に掲載予定になります。
それでは、これより議事に入りたいと存じますが、下野市国民健康保険規則第9条の規定によりまして、議事の進行を松山会長にお願いしたいと存じます。

2 協議事項

(松山会長) 早速ですが、議事事項に入りたいと思います。

本日の出席人数は定数 18 名のところ 13 名で下野市国民健康保険規則第 11 条の規定により会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により本日の会議録署名人に、被保険者代表の吉永委員と相澤委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め本日の会議録署名人は吉永委員と相澤委員にお願いいたします。

(1) 令和 4 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

(松山会長) それでは、協議事項(1)「令和 4 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、令和 4 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

資料 1 をご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出をそれぞれ 7,730 万 8 千円増額し、予算総額 55 億 9,537 万 3 千円にするものです。

内容につきましては、令和 3 年度におきまして「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによる未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う交付金申請報告に要するシステム改修及び、一般被保険者療養給付費、高額療養費の増、各種交付金及び補助金の精算に伴う返還のため補正となっております。

それではまず、歳入について説明いたします。

5 款 県支出金、1 項 県補助金、1 目 1 節 保険給付費等交付金につきましては、7,714 万 3 千円の増額補正で、補正後の額は、36 億 8,885 万 2 千円となります。こちらは、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の給付額増に伴う保険給付費等交付金の増額となるものです。

続きまして、2 節保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、16 万 5 千円の増額補正で、補正後の額は 9,017 万 7 千円となります。こちらは、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによる未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う交付金申請報告に要するシステム改修費支出に伴う特別交付金の増額となるものです。

次に、歳出について説明いたします。資料 1 の裏面をご覧ください。

1 款 総務費 1 項 総務管理費、1 目 一般管理費につきまして 16 万 5 千円の増額補正で、補正後の額は 7,206 万 3 千円となります。こちらにつきまして

は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによる未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う交付金申請報告に要するシステム改修費を要することから増額補正するものです。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費につきましては、5,430万8千円の増額補正で、補正後の額は32億633万円となります。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策やワクチン接種の実施により、医療機関等への受診控えから通常の医療機関受診傾向であることから、一般被保険者療養給付費の給付額が増大したために増額補正をするものです。

また、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費につきましては、2,283万5千円の増額補正で、補正後の額は4億3,357万2千円となります。一般被保険者高額療養費につきましては、医療の進歩により医療技術や医療機器、また、薬剤などが開発され、治療が困難であった疾患や疾病の治癒等が可能になることに伴い医療費が高額となり給付費が増大したため増額補正をするものです。

続きまして、5款 積立金、1項 基金積立金、1目 基金積立金につきましては、241万3千円の減額補正で、補正後の額は2億8,381万5千円となります。こちらにつきましては、令和3年度保険者努力支援制度交付金及び令和2年度保険給付特別交付金、また、令和元年度及び令和2年度災害臨時特例補助金の精算による返還金を補うため積立金を減額するものです。

次に、7款 諸支出金、1項 償還及び還付加算金、5目 保険給費等交付金償還金につきましては、241万3千円の増額補正で、補正後の額は2,612万1千円となります。こちらにつきましては、保険者（市）における疾病予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて県より交付される交付金及び、災害等により保険税減免措置を実施したことによる歳入欠陥等により構造的原因による医療費の増等、市町村の個々の特殊事情による財政面の不均衡を調整するため県より交付された保険給付費等交付金（特別交付金）において、令和2年度交付分の精算により返還額が確定したことから、交付金償還金を増額するものです。

以上、説明といたします。

（松山会長） ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。はい、相澤委員。

（相澤委員） 歳入の5款1項1目1節補正額が7,714万3千円となっております。こちらは高額療養費の増に伴う、普通交付金の増ということですが、これは医療保険適用になった診察が増えたことも関連すると思うのですが、具体的にどのようなものかわかりますか。

また、保険診療で高額療養に係る薬剤等教えてください。また、どの程度下野

市では何件あったのかも合わせて、後日回答で結構です。

(事務局) 後日資料を揃えて回答いたします。

(松山会長) ほか、質問はございませんか。吉永委員。

(吉永委員) 歳出ですが、7款1項5目22節予算額が当初1千円だったものを補正する理由についてもう一度詳しく教えてください。

(事務局) 資料の修正と併せてご説明いたします。資料1の歳出の部分ですが、7款1項5目22節の補正後の額を「2,414千円」と訂正をお願いいたします。つづいて、7款1項5目22節 償還金、利子及び割引料の補正理由についてご説明します。

保険者(市)における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて県より交付される交付金及び、災害等により保険税減免措置を実施したことによる収入欠陥等により構造的な原因による医療費の増等、市町村の個々の特殊事情による財政面の不均衡を調整するうえで県より交付された保険給付費等交付金(特別交付金)における精算による返還を要するため、補正するものです。

(松山会長) 大丈夫ですか。そのほかご質問はございますか。

(事務局) 重ねて修正を失礼します。

資料1の修正なのですが、7款1項1目及び2目、3目について補正後の額が「0」となっております。こちら訂正となります。1目一般被保険者保険税還付金が6,000千円。2目退職被保険者等保険税還付金が100千円。3目一般被保険者保険税還付加算金が200千円。4目退職被保険者等保険税還付加算金が50千円。以上4点の修正をお願いします。

(松山会長) それでは質問が無いようなので、協議事項(1)令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

異議なしと認め、協議事項(1)について承認されました。

3 その他

[事務局より次回運営協議会日程の案内]

(松山会長) 以上でその他を終わります。本日予定しました議事は全て終了しました。以上を持ちまして進行を事務局にお返しします。

4 閉会

(事務局) ありがとうございました。次回の国民健康保険運営協議会は2月を予定しております。また改めて開催通知を送付いたしますのでよろしく申し上げます。以上を

もちまして第3回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。おつかれさまでした。

以上